

大和住銀日本バリュース株ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型(一般型)／信託期間無期限

愛称 「黒潮」

目論見書

2004年3月

大和住銀投信投資顧問株式会社

本目論見書は、平成16年3月1日から平成16年9月30日までの申込期間に有効です。(ただし、目論見書が改版した場合、上記期間にもかかわらず、本目論見書の使用できない場合もあります。)

目論見書の手引き

ファンドに関する情報		
ファンドの特徴、運用方針については	P4,P7,P14 ~ P15
ファンドの主な運用の制限については	P10 ~ P13,P16 ~ P17
ファンドのリスクについては	P18 ~ P20
ファンドの仕組みについては	P5 ~ P6
ファンドに係る手数料および税金については	P21 ~ P23
お申込みの手引き		
ファンドの申込み手続きについては	P1 ~ P3,P26 ~ P27
ファンドの換金手続きについては	P27,P32
収益の分配については	P9 ~ P10,P31
課税上の取扱いについては	P22 ~ P23
受益証券については	P27 ~ P28,P30,P70
基準価額の算出については	P26

* 目論見書の主要な内容等を記載した「ファンドの概要」を目論見書の冒頭部分に付記していますので、ご参照ください。

* 上記以外の項目については、目次をご参照ください。

- この目論見書により行う大和住銀日本バリュース株ファンドの受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成15年9月30日に関東財務局長に提出しており、平成15年10月1日にその届出の効力が生じております。また同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成16年3月1日に関東財務局長に提出しております。
- 大和住銀日本バリュース株ファンドの受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動による影響もあります。）を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称： 大和住銀日本バリュース株ファンド

募集内国投資信託受益証券の金額： 1兆円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所： 該当ありません。

発行者名： 大和住銀投信投資顧問株式会社

代表者の役職氏名： 代表取締役社長 小森 脩一

本店の所在の場所： 東京都中央区日本橋2丁目7番9号

大和住銀日本バリュー株ファンド

愛称「黒潮」

詳細は本文の該当ページをご覧ください。

基本的性格	契約型追加型株式投資信託 / 国内株式型（一般型）
運用基本方針	主に「日本バリュー株マザーファンド」およびわが国の株式へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	「日本バリュー株マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
主な価額変動リスク	当ファンドは、株式等値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）等への投資を行うため、基準価額は変動します。したがって、元金・元本が保証されているものではありません。
信託期間	平成11年7月30日～無期限
収益分配	毎年7月8日（休業日の場合は、翌営業日）の決算日に、委託会社が利子・配当収入、売買益（評価損益を含みます。）等の中から基準価額の水準等を勘案し分配を行います。 *「分配金自動再投資型」の場合、分配金は税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されます。
お申込み単位	販売会社がそれぞれ定めた単位とします。
お申込み手数料	3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定めた率とします。
お申込み日	毎営業日ご購入できます。
お申込み価額	お申込み日の基準価額（当初1口＝1円）
ご換金	原則として、毎営業日ご換金できます。
一部解約価額	解約請求日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
信託財産留保額	解約請求日の基準価額に0.3%を乗じた金額
信託報酬	純資産総額に対し、年率1.596%（税抜1.52%）

目論見書本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

お申込単位・お申込手数料・基準価額等については、販売会社の窓口までお問い合わせください。

販売会社については、以下の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp>

<電話番号> 受付窓口 03-3243-3986（受付時間：午前9時から午後5時まで。土、日、祝日除く。）

大和住銀日本バリュー株ファンド 愛称「黒潮」

ファンドの特色

1. わが国の株式を主要投資対象とし、バリューを重視したアクティブ運用を行います。
2. 組織運用による銘柄選定、業種別・規模別配分等を行います。

バリュー重視で銘柄の抽出

各種投資指標から独自のシステムを用いて分析し、割安と判断される銘柄を抽出します。

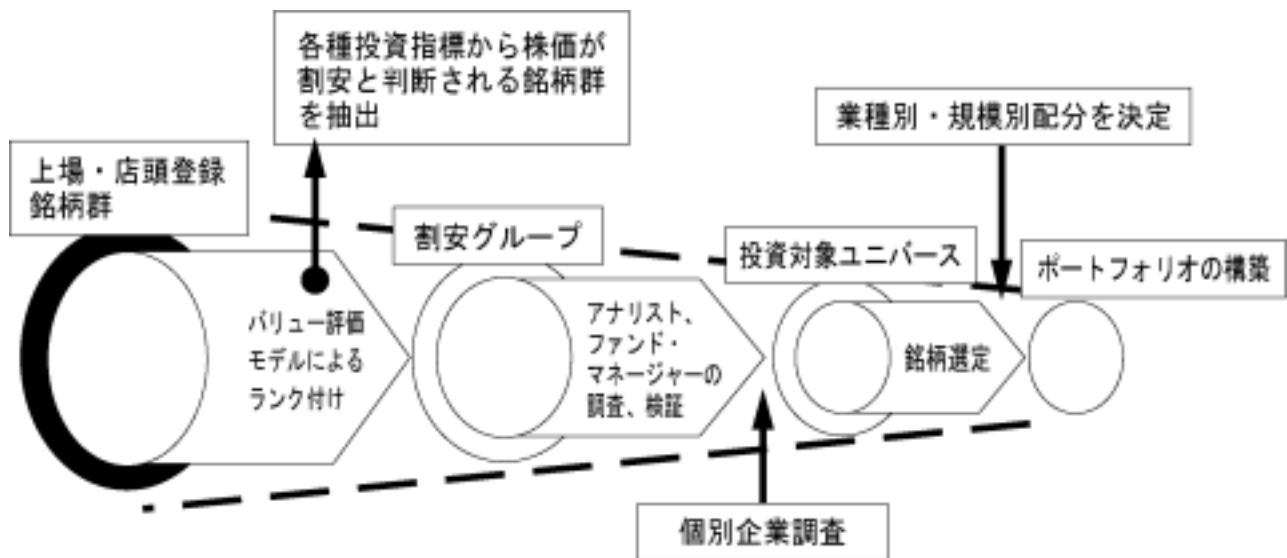
銘柄選定

ファンド・マネージャーや社内アナリスト等組織による個別企業の調査・分析に基づいて銘柄を選定します。

業種別・規模別配分

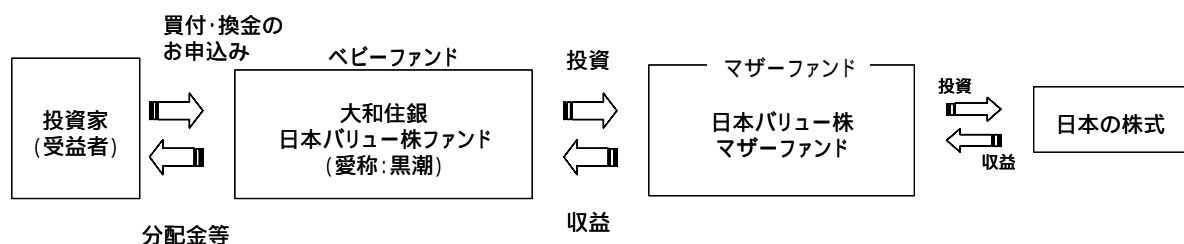
マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種別・規模別配分を決定します。

ポートフォリオ構築プロセス



3. TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
4. 運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（大和住銀日本バリュー株ファンド）とし、その資金をマザーファンド（日本バリュー株マザーファンド）の受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。なお、ベビーファンドから有価証券等に直接投資する場合があります。



ファンドの概要

主な投資制限

項目	投資制限
株式等への投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資制限	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
投資信託証券への投資制限	投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
新株引受権証券等への投資制限	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同一銘柄の転換社債等への投資制限	同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への投資制限	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
その他	信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等の指図を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引の指図を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引の指図を行うことができます。

* 投資制限の詳細については、目論見書本文「第二部ファンド情報 第1 ファンドの状況 2. 投資方針」をご覧ください。

大和住銀日本バリュー株ファンド 愛称「黒潮」

リスクおよび留意点

- 当ファンドの受益証券の価額は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動による影響もあります。）を受けますが、これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- 当ファンド自身も投資目的が確実に達成されるものではなく、元金および元金からの収益を確保する保証はありません。

【当ファンドの基準価額の変動の主な要因等】

株式投資の リスク	<p>当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて株式を保有します。株式投資の主要なリスクは「価格変動性」と「流動性」です。</p> <ul style="list-style-type: none">- 「価格変動性」 投資対象の株式の値動きによって、当ファンドの基準価額が変動する可能性をさします。当ファンドは、債券等を主要な投資対象とするファンドに比べ、より大きな価格変動性があります。- 「流動性」 ファンドにとって最適な時期・価格で証券を売却できなかった場合に損失となったり、値上がり利益を逸する可能性をさします。当ファンドでは、中小型株を組入れる場合がありますが、これらの株式は、大型株よりも流動性に欠けることが多いといえます。またこれらの株式は、大型株に比べ価格変動性が高いのが一般的です。- 「その他」 株式の発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、当該発行者の株式の価値及び配当の規模と頻度が減少することがあります。 <p>上記の他、発行者の信用状況の悪化による株価の下落および証券の種類、政治的経済的な材料への反応、税金、売買量に対する市場の制限等に関する市場の動向もリスク要因に含まれます。</p> <p>また、外国証券への投資は、国内投資での通常のリスクに加え、特別なリスクを伴います。例えば、政治的・経済的不安定、国際取引慣行の予測の不確実性、外国政府が資産を没収・国有化・差押えといった行動にでる可能性、外国為替・外国投資規制の実施や緩和、配当利子・利益に対する源泉課税、価格変動性、為替レートの変動等などがあります。</p>
--------------	--

【その他のリスクおよび留意点等】

繰上償還に関わる留意点	当ファンドは、純資産総額が5億円を下ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。
収益分配に関わる留意点	当ファンドは、毎年1回の決算時に、収益分配方針に従い、分配を行います。ただし、委託者の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。
解約によるマザーファンドの資金流出に伴う留意点	当ファンドまたは日本バリュー株マザーファンドに投資する他のベビーファンドの解約代金を手当てするために、マザーファンドに属する有価証券を大量に売却しなくてはならないことがあります。その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。
ベンチマークに関する留意点	当ファンドは、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合または下回る場合があり、ベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドの概要

ご投資の手引き

お申込みに関しては...

お申込時期

申込期間は、平成15年10月1日から平成16年9月30日までです。

お申込みの受付は、午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります（年末年始などわが国の証券取引所の半休日の場合などは、お申込みの受付時間を午前11時までとします。）。

お申込単位

お申込単位については、販売会社の窓口までお問い合わせください。

お申込価額

お申込日の基準価額（当初1口＝1円）です。基準価額は日々変動します。基準価額については、下記の照会先または販売会社の窓口までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp>

<電話番号> 受付窓口 03-3243-3986

（受付時間：午前9時から午後5時まで。土、日、祝日除く。）

手数料

申込手数料は、お買付金額（基準価額×買付口数）に申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率は、3.15%（税抜3.0%）を上限とし販売会社毎に定めた率とします。

申込手数料については、販売会社の窓口までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

販売会社によっては、証券投資信託の償還金等に対応する取得口数については、無手数料となります（詳しくは、販売会社へお問い合わせください。）。

分配金に関しては...

分配時期

信託約款に定める「収益分配方針」に基づいて、収益の分配は、原則として毎決算時に行います。決算日は毎年7月8日（該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）の年1回です。

支払方法

分配金自動再投資型の場合

分配金は、税金を差し引き後、自動的に無手数料で再投資されます。収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

分配金受取型の場合

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いの場合があります。

大和住銀日本バリュー株ファンド 愛称「黒潮」

ご換金に関しては...

ご換金時期

ご換金される場合は、お申込みの販売会社へお申し出ください。

ご換金のお申込みの受付は、午後3時までとします（年末年始などわが国の証券取引所の半休日の場合はお申込みの受付時間を午前11時までとします。）。

ご換金単位

販売会社によって異なります。ご換金単位については、お申込みの販売会社の窓口までお問い合わせください。

一部解約価額

解約請求日の基準価額から信託財産留保額を控除した額です。

信託財産留保額

解約請求日の基準価額に0.3%を乗じて得た額です。

お手取額

[個人の受益者]

解約請求時のお手取額は、解約価額に解約口数を乗じて得た額から解約価額の個別元本超過額に解約口数を乗じて得た額に対する所得税額（7%）および地方税額（3%）^{（注1）}を差し引いた額となります。

[法人の受益者]

解約請求時のお手取額は、解約価額に解約口数を乗じて得た額から解約価額の個別元本超過額に解約口数を乗じて得た額に対する所得税7%^{（注2）}を差し引いた額となります。

（注1）平成20年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

（注2）平成20年4月1日から、所得税15%となります。

支払開始日

ご請求の受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止させていただくことがあります。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

ファンドの概要

償還に関しては...

信託期間

信託期間は平成11年7月30日より無期限です。

解約により純資産総額が5億円を下回った場合、信託を終了させることがあります。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日目に行います。

運用状況を知るには...

決算後（毎年7月8日。ただし休業日の場合は翌営業日とします。）、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。

上記運用報告書は、販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。

基準価額については、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

大和住銀日本バリュー株ファンド 愛称「黒潮」

費用と税金

お買付け時、収益分配時、ご換金時等に直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金	
お買付け時	申込手数料	お申込手数料率は、販売会社毎に定めた率[上限3.15% (税抜3.0%)]とします。詳細については、販売会社の窓口までお問い合わせください。	
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対し	個人の受益者.....10% ^(注4) (所得税7%・地方税3%)
			法人の受益者.....7% ^(注5) (所得税7%)
解約請求時	解約手数料	ありません。	
	信託財産留保額	基準価額に対し.....0.3%	
	所得税および地方税	解約価額の個別元本超過額 ^(注3) に対し	個人の受益者.....10% ^(注4) (所得税7%・地方税3%) 法人の受益者.....7% ^(注5) (所得税7%)
償還時	所得税および地方税	償還価額の個別元本超過額 ^(注3) に対し	個人の受益者.....10% ^(注4) (所得税7%・地方税3%)
			法人の受益者.....7% ^(注5) (所得税7%)

(注1) 販売会社によっては、証券投資信託の償還金等に対応する取得口数については、無手数料となります。

(注2) 申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

(注3) 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込み手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

(注4) 平成20年4月1日から、20%(所得税15%および地方税5%)となります。

(注5) 平成20年4月1日から、所得税15%となります。

(注6) 上記の内容は、平成16年3月現在のものであり、税法等が変更・改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

信託財産で間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用・税金

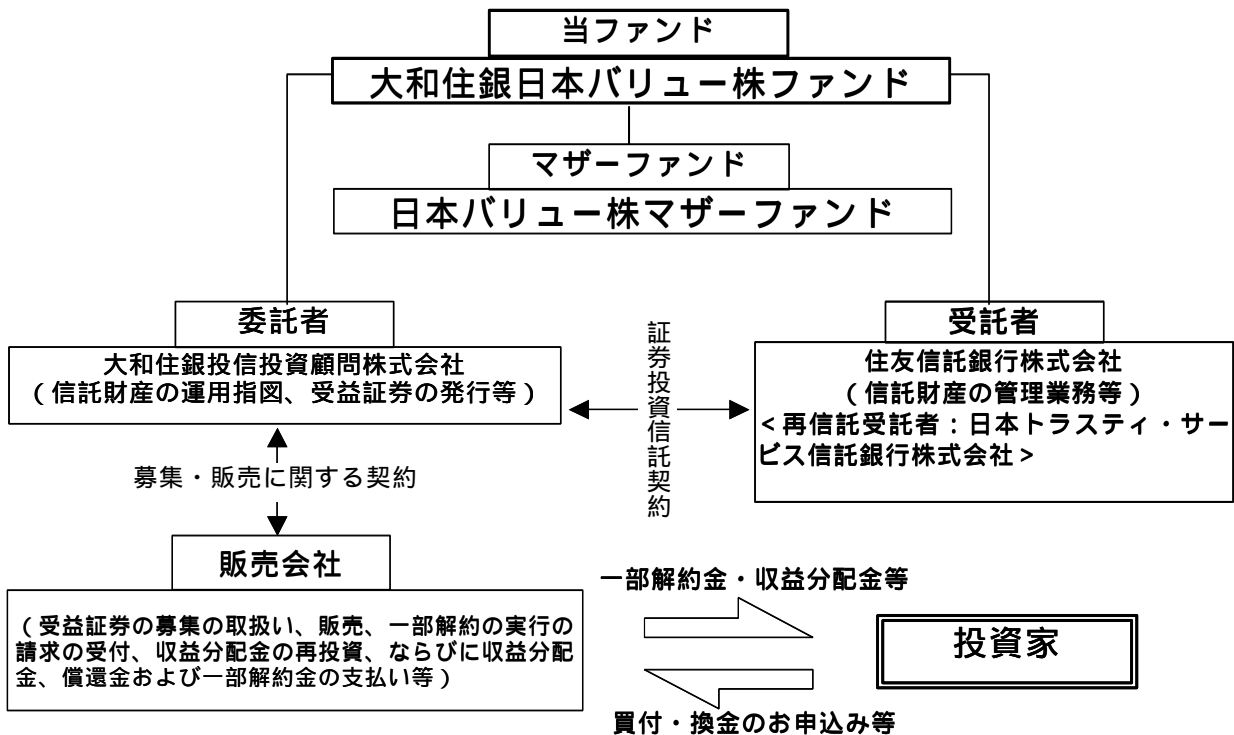
時 期	項 目	費 用 ・ 税 金			
		委託会社	販売会社	受託銀行	合計
毎 日	信託報酬	純資産総額 に対して 年率0.7455% (税抜0.71%)	純資産総額 に対して 年率0.756% (税抜0.72%)	純資産総額 に対して 年率0.0945% (税抜0.09%)	純資産総額 に対して 年率1.596% (税抜1.52%)

信託報酬や売買委託手数料等のほか、売買委託手数料等に対する消費税等相当額(5%)、外貨建資産に対する保管等に要する費用および当ファンドの財務諸表の監査に要する費用等を信託財産でご負担いただきます。

上記の内容は、平成16年3月現在のものであり、今後変更になる場合があります。

ファンドの概要

ファンドの仕組み



販売会社については、以下の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp>

<電話番号> 受付窓口 03-3243-3986 (受付時間：午前9時から午後5時まで。土、日、祝日除く。)

委託会社の概況

- ・名称：大和住銀投信投資顧問株式会社
- ・資本の額（平成15年9月末日現在）：20億円
- ・会社の沿革：
 - 昭和48年6月 大和投資顧問株式会社設立
 - 平成11年2月 証券投資信託委託業の認可取得
 - 平成11年4月 住銀投資顧問株式会社及びエス・ピー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更
- ・大株主の状況（平成15年9月末日現在）
 - 株式会社大和証券グループ本社(44%)、株式会社三井住友フィナンシャルグループ(44%)、ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション(10%)

大和住銀日本バリュー株ファンド 愛称「黒潮」

商品分類

追加型株式投資信託の種類には次のものがあります。

当ファンドは、国内株式型（一般型）に属しています。

商品分類		概要
国内株式型	一般型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの
	大型株型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の大型株（上場株式数2億株以上、ただし、1単位千株以外の銘柄は1単位千株を基準に修正した株式数）に投資するもの
	中小型株型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の中型・小型株に投資するもの
	店頭株型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の店頭登録株に投資するもの
	業種別選択型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、国内の業種別あるいはテーマ別に投資を行うファンドでグループが構成され、その間で投資者が選択し、乗換えも可能なもの
	ミリオン型	給与天引き方式による累積投資専用ファンドで、ミリオンの名称を用いているもの
国際株式型	一般型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの
	北米型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として北米の株式に投資するもの
	アジア・オセアニア型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として日本を除くアジアとオセアニアの株式に投資するもの
	欧州型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として欧州の株式に投資するもの
	中南米型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として中南米の株式に投資するもの
	アフリカ型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主としてアフリカの株式に投資するもの
バランス型	(投資対象は国内・外国を問わず)	約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの
転換社債型	(投資対象は国内・外国を問わず)	約款上の株式組入限度30%以下のファンドで、主として転換社債に投資するもの
インデックス型	日経225連動型	約款上、株式への投資に制限を設けず、日経225指数に連動する運用成果を目指すもの
	TOPIX連動型	約款上、株式への投資に制限を設けず、TOPIX指数に連動する運用成果を目指すもの
	日経300連動型	約款上、株式への投資に制限を設けず、日経300指数に連動する運用成果を目指すもの
	その他のインデックス連動型	約款上、株式への投資に制限を設けず、上記以外の指数に連動する運用成果を目指すもの
業種別インデックス型	建設・不動産株型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の建設業、不動産業に属する株式に投資するもの
	医薬品・食品株型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の医薬品業、食品業に属する株式に投資するもの
	化学・繊維・紙パルプ株型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の化学業、繊維業、紙パルプ業に属する株式に投資するもの
	石油・非鉄株型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の石油業、非鉄業に属する株式に投資するもの
	鉄鋼・造船株型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の鉄鋼業、造船業に属する株式に投資するもの
	電機・精密株型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の電気機器業、精密機器業に属する株式に投資するもの
	自動車・機械株型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の自動車業、機械業に属する株式に投資するもの
	商業株型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の商業に属する株式に投資するもの
	金融株型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の金融業に属する株式に投資するもの
	公益株型	約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の公益事業に属する株式に投資するもの
派生商品型	派生商品を積極的に活用するファンドで、ヘッジ目的以外に用いるもの	
限定追加型	当初設定後一定期間は新規資金による追加設定が可能だが、その後の追加設定は分配金による再投資もしくはスイッチングのみのもの	

目 次

目 頭

ファンドの概要 (ファンドの特色、ご投資の手引き、費用及び税金等)

目論見書本文		頁
第一部 証券情報 (ファンドの申込み、申込手数料、申込単位、申込取扱場所等)		1
第二部 ファンド情報		4
第1 ファンドの状況		4
1. ファンドの性格 (ファンドの目的および基本的性格、ファンドの特色、信託金の限度額、ファンドの仕組み等)		4
2. 投資方針 (投資方針、投資対象、投資制限、運用体制、配分方針、マザーファンドの投資方針)		7
3. 投資リスク (ファンドのリスク、留意点、リスクに関する管理体制等)		18
4. 手数料等及び税金 (申込手数料、換金手数料、信託報酬等、その他の手数料等、課税上の取扱について)		21
5. 運用状況 (投資状況、運用実績、設定及び解約の実績)		24
6. 管理及び運営 (資産の評価、申込手続き等、換金手続き等、受益証券の保管等、信託期間、計算期間等)		26
第2 ファンドの経理状況 (財務諸表、ファンドの現況)		33
第3 その他		69
第4 内国投資信託受益証券事務の概要		70
(参考)用語集		

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

大和住銀日本バリュー株ファンド
ただし、愛称として「黒潮」という名称をつけることがあります。
(以下、「当ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型投資信託追加型受益証券(以下「受益証券」といいます。)
当ファンドは、契約型の株式投資信託です。
受益証券は原則として無記名式とします。格付は取得していません。
受益証券の1口当たりの額面額は、1円です。

(3) 発行数

1兆円に相当する口数を上限とします。

(4) 発行価額の総額

1兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)は含まれていません。

(5) 発行価格

取得申込日の基準価額*とします(なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。)

*基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社(後記(9)申込取扱場所を参照)または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp>

<電話番号> 受付窓口 03-3243-3986

(受付時間: 午前9時から午後5時まで。土、日、祝日除く。)

(6) 申込手数料

申込手数料は、お買付金額(基準価額×買付口数)に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.15%(税抜3.0%)を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、販売会社(後記(9)申込取扱場所を参照)の窓口までお問い合わせください。

申込み手数料には、消費税等相当額がかかります。

累積投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

販売会社によっては、償還乗換え等により当ファンド受益証券の取得申込みをされる場合は、無手数料になる場合があります。償還乗換えによりファンドの受益証券を取得する場合、当該償還金額(単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額)の範囲内で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については取得申込みの口数に対応する手数料率を適用します。この場合、販売会社は償還金

の支払いを受けたことを証する書類の提出を求めることができます。

「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託、および延長前の信託終了日以降収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約代金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの取得申込みを行って頂く場合をいいます（償還乗換えの取扱いの詳細等については、販売会社の窓口までお問い合わせください。）。

販売会社は、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の手数料を独自に定めることができます。（詳しくは販売会社の窓口までお問い合わせください。）

(7) 申込単位

申込単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。

- 1万円以上1円単位
- 1万円以上1千円単位
- 1円以上1円単位
- 1万口以上1万口単位
- 1万口以上1口単位
- 1口以上1口単位

また、販売会社は上記の単位に加えて、最低申込単位または初回（当初）の申込単位を100万口または100万円までの範囲で定めることができます。

ファンドの申込単位の詳細については、販売会社（後記(9)申込取扱場所を参照）の窓口までお問い合わせください。

(8) 申込期間

平成15年10月1日から平成16年9月30日までです。

ただし日本における委託会社および販売会社（後記(9)申込取扱場所参照）の営業日に限り、申込みの取扱いは行われず。

(9) 申込取扱場所（販売会社）

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、委託会社のインターネットホームページ（<http://www.daiwasbi.co.jp>）をご参照いただくか、または委託会社の受付窓口：03-3243-3986（受付時間：午前9時から午後5時まで。土、日、祝日除く。）までお問い合わせください。

(10) 払込期日

お申込み代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください。（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）

申込期間中に、投資家から申込まれた取得申込にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の口座を経由して、受託会社のファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託者のファンド口座）に払込まれます。

(11) 払込取扱場所

申込代金は、申込みの販売会社にお支払いください。

(12) 振替機関に関する事項
該当事項はありません。

(13) その他

申込みの方法

- イ．当ファンドの受益証券の取得申込みは、申込期間における委託会社および販売会社の毎営業日受付けます。申込みの受付は原則として午後3時までとしますが、わが国の証券取引所の半休日の場合の受付は午前11時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- ロ．受益証券の取得申込者は、販売会社との間で、証券投資信託の取引に関する契約または規定に基づいて、取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出します。申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を投資信託受益証券の取得申込者が選択した場合には、受益証券の取得申込者は販売会社との間で「累積投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（当該サービスの名称は、販売会社によって異なる場合があります。）を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する取り決めを行います。また、変額保険・変額年金、または確定拠出年金を通じて取得の申し込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。
- ハ．販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

日本以外の地域における発行
ありません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1. ファンドの性格

(1) ファンドの目的および基本的性格

ファンドの目的

当ファンドは、大和住銀日本バリュース株ファンドと実質的に同一の運用の基本方針^(注)を有する親投資信託である日本バリュース株マザーファンド受益証券に投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(注) 実質的に同一の運用方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合に係る制限または取得できる範囲に係る制限その他の運用上の制限が同一(マザーファンドにおける収益分配方針および当該マザーファンドへの投資に係るものを除きます。)のものをいいます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)*に属します。

*「国内株式型(一般型)」とは社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「信託約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

ファンドの特色

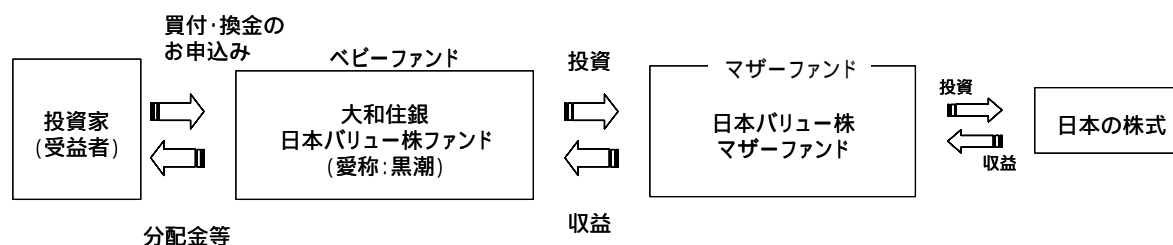
わが国の株式を主要投資対象とし、バリュースを重視したアクティブ運用を行います。

組織運用による銘柄選定、業種別・規模別配分等を行います。

TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド(大和住銀日本バリュース株ファンド)とし、その資金をマザーファンド(日本バリュース株マザーファンド)の受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。なお、ベビーファンドから直接有価証券等に投資を行う場合もあります。



信託金の限度額

信託金の限度額は、3,000億円とします。追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、限度額を変更することができます。（信託約款第3条）

(2) ファンドの沿革

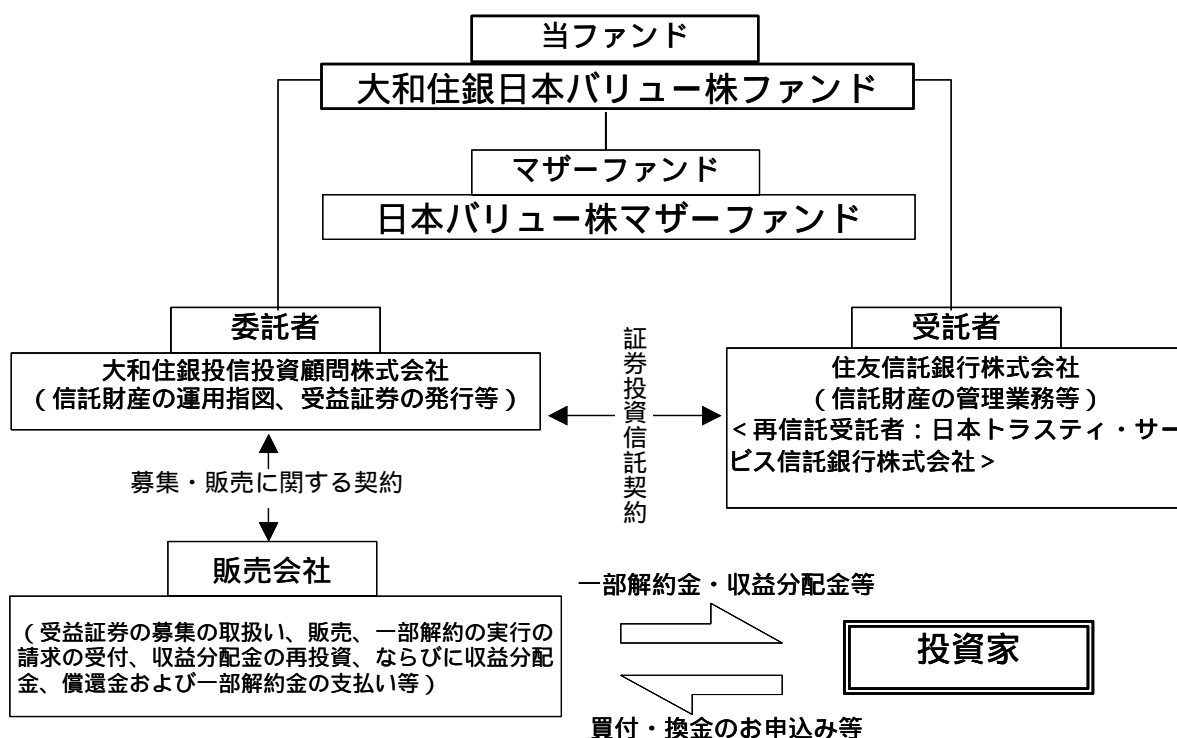
平成11年7月30日 信託契約締結

平成11年7月30日 当ファンドの設定・運用開始

平成13年11月26日 ファミリーファンド方式へ変更

平成13年11月26日に、委託会社と受託会社との間で、当ファンドのマザーファンドである「日本バリュー株マザーファンド」の信託契約が締結されております。

(3) ファンドの仕組み



業務内容

関係法人	業務内容
委託会社	ファンドの設定、受益証券の発行、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。
受託会社	信託財産の保管・管理業務などを行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社へ交付を行います。当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。再信託受託会社は、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
販売会社	受益証券の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、償還金の支払い等を行います。

) 委託会社と関係法人が締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した「受益証券の募集・販売に関する契約」を締結しています。

) 委託会社の概要

- ・ 名称：大和住銀投信投資顧問株式会社
- ・ 資本の額（平成15年9月末日現在）：20億円
- ・ 会社の沿革：
 - 昭和48年6月 大和投資顧問株式会社設立
 - 平成11年2月 証券投資信託委託業の認可取得
 - 平成11年4月 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更
- ・ 大株主の概況（平成15年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区大手町2-6-4	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,692,500	44.0
ティール・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア イースト プラット ストリート100	385,000	10.0

2. 投資方針

(1) 投資方針

日本バリュー株マザーファンドおよびわが国の株式を主要投資対象とし、バリューを重視したアクティブ運用を行います。

わが国の株式の中から、各種投資指標により割安と判断される銘柄を重視し、中長期的な観点から個別企業のファンダメンタルズ分析により銘柄を選定します。

マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種別・規模別配分等を決定します。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

その他

株式への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以上とします。

資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2) 投資対象

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結される日本バリュー株マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。

- 1 株券又は新株引受権証書
- 2 国債証券
- 3 地方債証券
- 4 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものに限りです。）
- 6 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
- 7 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）

- 8 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
- 9 特別目的会社にかかる優先出資証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
- 10 コマーシャル・ペーパー
- 11 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12 外国または外国人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 14 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
- 15 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 16 オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
- 17 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
- 18 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
- 20 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図

委託者は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、以下の1から4までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- 1 預金、
- 2 指定金銭信託、
- 3 コール・ローン、
- 4 手形割引市場において売買される手形、
- 5 抵当証券

その他の運用指図

- 1 有価証券先物取引等、
- 2 スワップ取引、
- 3 金利先渡取引、
- 4 為替先渡取引

その他の指図

イ．一部解約の請求および有価証券売却等の指図（信託約款第36条）

委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

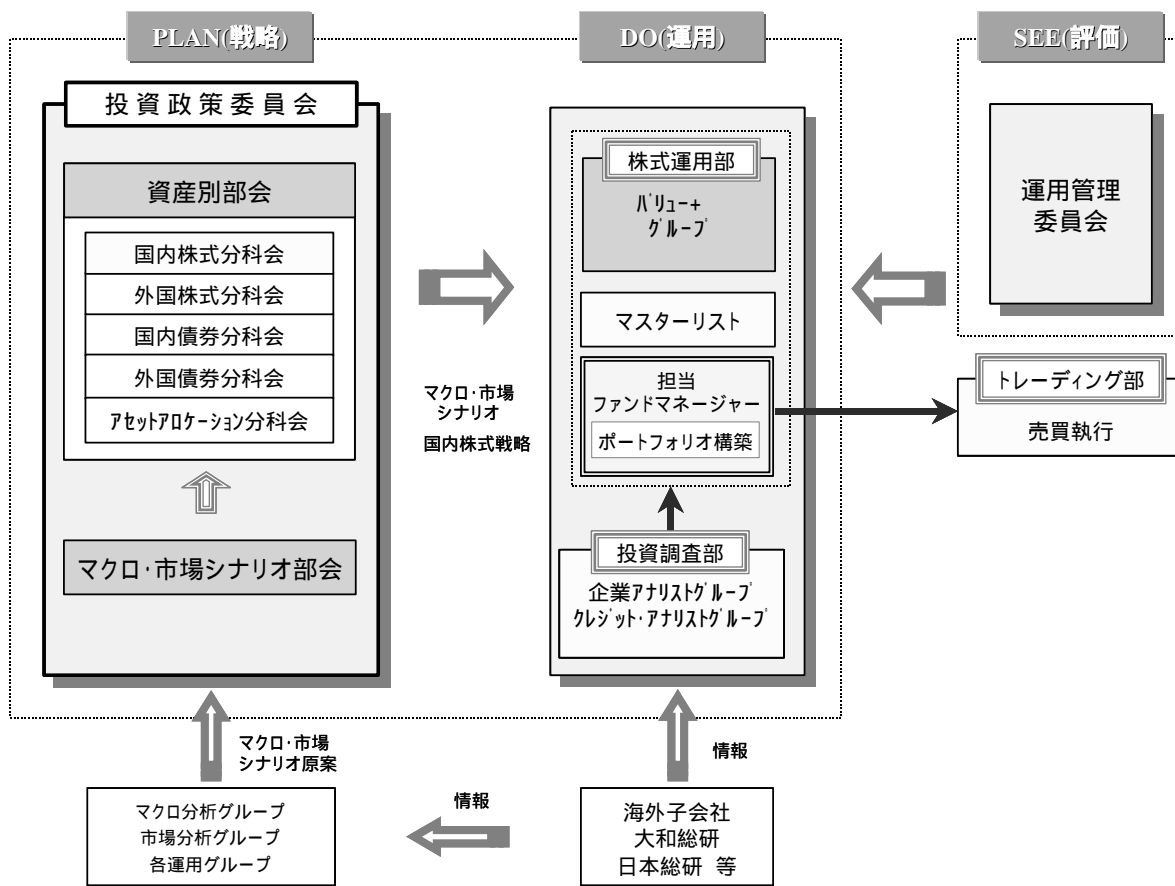
ロ．再投資の指図（信託約款第37条）

委託者は、一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

ハ．委託者の関係会社が発行する有価証券への運用指図

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(3) 運用体制



* 運用体制は今後変更になる場合があります。

* 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

(4) 分配方針

毎決算時（毎年7月8日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益の含まれます。）等の範囲内とします。
- ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市場動向などを勘案して、委託者が決定します。
- ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。（信託約款第45条）

- イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
収益分配金の処理は、次の方法により行います。（信託約款第48条）
- イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
- ロ．前項の規定にかかわらず、別に定める契約（累積投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ハ．イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ニ．記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金交付票に記名し届出印を押捺するものとします。
- ホ．委託者は、ニ．の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(5)投資制限

大和住銀日本バリュース株ファンド約款（以下、「信託約款」といいます。）は、委託者による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式等への投資割合

委託者は、株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。（運用の基本方針、2.運用方法、(3)投資制限）

*実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じです。

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20以上となった場合には、速やかにこれを調整します。（信託約款第19条第4項）

*信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

投資する株式等の範囲（信託約款第21条）

- イ．委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式（日本証券業協会に登録されている株式）の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ．前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

投資信託証券への投資制限（信託約款第19条第5項）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲（信託約款第23条）

- イ．委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ロ．前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (a) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (b) 株式分割により取得する株券
 - (c) 有償増資により取得する株券
 - (d) 売り出しにより取得する株券
 - (e) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号に定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - (f) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第24条）

- イ．委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ．委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第25条）

- イ．委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ．委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第26条）

- イ．委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその越える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ．委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の株式への投資制限（信託約款第22条第1項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資を指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（信託約款第22条第2項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款第27条）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第28条）

- イ．委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - (a)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - (b)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその越える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ．委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ（信託約款第38条）

- イ．委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
 - ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託者による資金の立替え（信託約款第40条）

- イ．信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ロ．信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ハ．イ．およびロ．の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

外貨建資産への投資制限（運用の基本方針、信託約款第29条）

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図および範囲（信託約款第30条）

- イ．委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ロ．前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ．前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

有価証券の引受け
行いません。

先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則）

先物取引等の有価証券関連・金融関連デリバティブ取引等の評価損がファンドの純資産総額の2分の1に相当する額を上回ることもなるにもかかわらず、当該デリバティブ等を行うこと、または継続することを受託会社へ指図しないものとします。

(参考) マザーファンドの投資方針

「日本バリュー株マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針の概要

1. 運用の基本方針

(1) 基本方針

当ファンドは、わが国の株式へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(2) 運用方法

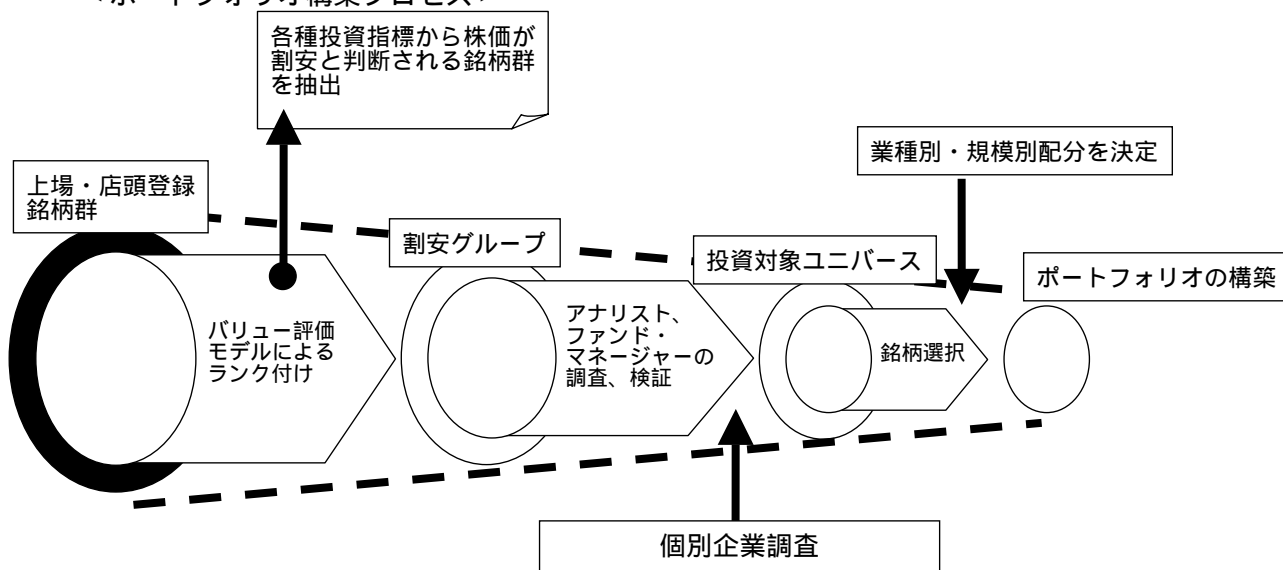
投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

- イ. わが国の株式を主要投資対象とし、バリューを重視したアクティブ運用を行います。
- ロ. T O P I X (東証株価指数) をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ハ. わが国の株式の中から、各種投資指標により割安と判断される銘柄を重視し、中長期的な観点から個別企業のファンダメンタルズ分析により銘柄を選定します。
- ニ. マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種別・規模別配分等を決定します。

<ポートフォリオ構築プロセス>



Step 1 : バリュー重視で銘柄を抽出

各種投資指標から独自のシステムを用いて分析し、割安と判断される銘柄「割安グループ」を抽出します。

Step 2 : 組織による銘柄選定

企業調査、訪問などの独自調査等によって「割安グループ」から投資対象となる銘柄グループ「投資対象ユニバース」を作成します。

Step 3 : ポートフォリオの構築

マクロ経済動向等により、業種別・規模別配分を決定後、銘柄を組入れます。

ホ. その他

株式への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以上とします。

資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような

運用ができない場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

2. 投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利

ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利

ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利

ホ. 金銭債権

ヘ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）

ト. 金融先物取引等にかかる権利

チ. 金融デリバティブ取引にかかる権利

リ. 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り、）を信託する信託の受益権（有価証券に該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 抵当証券

ロ. 為替手形

ハ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1 株券又は新株引受権証券

2 国債証券

3 地方債証券

4 特別の法律により法人の発行する債券

5 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものに限り、）

6 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）

7 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）

8 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）

- 9 特定目的会社にかかる優先出資証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
- 10 コマーシャル・ペーパー
- 11 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
- 12 外国または外国人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13 証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 14 投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
- 15 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 16 オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
- 17 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
- 18 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券のものを以下「投資信託証券」といいます。

信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 抵当証券

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、運用上必要と認めるときには、信託金を、前記1から4までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

3. 主な投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ. 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ロ．委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ．委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。スワップ取引は、以下の範囲で行います。
 - イ．委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ニ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ホ．委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- 金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。
 - イ．委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ニ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ホ．委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3. 投資リスク

<<当ファンドの有するリスク>>

当ファンドの受益証券の価額は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動による影響もあります。）を受けますが、これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。

当ファンド自身も投資目的が確実に達成されるものではなく、元金および元金からの収益を確保する保証はありません。

<当ファンドの基準価額の主な変動要因等>

株式投資のリスク

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて株式を保有します。これらの価格は、急激に予想を超えた変動をすることがあります。株式投資は、債券よりも長期的な成長の可能性は大きいものの、短期的には価格変動性が高いのが一般的です。

株式投資の主要なリスクは「価格変動性」と「流動性」です。

「価格変動性」とは...

投資対象の株式の値動きによって、当ファンドのポートフォリオの評価額が変動する可能性をさします。当ファンドは、債券等を主要な投資対象とするファンドに比べ、より大きな価格変動性があります。

「流動性」とは...

ファンドにとって最適な時期・価格で証券を売却できなかった場合に損失となったり、値上がり益を逸する可能性をさします。

当ファンドでは、中小型株を組入れる場合もありますが、これらの株式は、大型株よりも流動性に欠けることが多いといえます。またこれらの株式は、大型株に比べ価格変動性が高いのが一般的です。

様々な市場リスクが「価格変動性」や「流動性」に影響を与える可能性があります。

株式の発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、当該発行者の株式の価値及び配当の規模と頻度が減少することがあります。

市場での流動性は、株式の価値に影響を与える場合がある一方で、市場の厚さと同様に株式の発行者の状態により影響を受ける場合があります。

この他、証券の種類、政治的経済的な材料への反応、税金、売買量に対する市場の制限等に関する市場の動向も市場リスクに含まれます。

また、外国証券は外貨建てで発行され、利子・配当も外貨で支払われるため、円ベースで評価した当ファンドの基準価額は為替レートの変動による影響を受けます。

なお、当ファンドには、経済情勢の影響等による株式の価格変動の他に以下のような負の影響があります。

株式売買手数料を負担することによる負の影響

信託報酬および当ファンドの監査費用の控除による負の影響

<その他のリスクおよび留意点>

繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託財産の純資産総額が5億円を下ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、1年毎の計算期末に、収益分配方針に応じて、分配方針により分配を行います。ただし、委託者の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

解約によるマザーファンドの資金流出に伴う留意点

当ファンドまたは日本バリュー株マザーファンドに投資する他のベビーファンドの解約代金を手当てするために、マザーファンドに属する有価証券を大量に売却しなくてはならないことがあります。その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合または下回る場合があります、ベンチマークに対して一定の成果をあげることが保証するものではありません。

受託者の辞任に伴う委託者の免責

受託者は、委託者の承諾を受けて辞任することができます。

受託者が辞任する場合において、委託者が信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めますが、かかる判断の結果選任された新受託者が倒産等により信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

法令・税制・会計等の変更可能性にかかわる留意点

法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

<<リスクに関する管理体制>>

当社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称	内容
運用管理委員会	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
コンプライアンス・オフィサー	代表取締役直轄として、全社的な立場でコンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
検査室	代表取締役直轄として、各部室の日常業務に対する事務検査およびコンプライアンス体制の有効性を点検する業務監査を行い、問題点があれば原因の究明と対応策の提示を求めます。
法務コンプライアンス部	社内ルールの制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
運用リスク管理室	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示すると共に、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
トレーディング部	有価証券の売買発注は、管理本部に所属するトレーディング部が、最良執行の観点を踏まえて行います。

* リスクに関する管理体制は、今後変更になる場合があります。

4. 手数料等及び税金

お買付け時、収益分配時、ご換金時等に直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金	
お買付け時	申込手数料	お申込み手数料率は、販売会社毎に定めた率[上限3.15% (税抜3.0%)]とします。詳細については、販売会社の窓口までお問い合わせください。	
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対し	個人の受益者.....10% ^(注4) (所得税7%・地方税3%)
			法人の受益者.....7% ^(注5) (所得税7%)
解約請求時	解約手数料	ありません。	
	信託財産留保額	基準価額に対し.....0.3%	
	所得税および地方税	解約価額の個別元本超過額 ^(注3) に対し	個人の受益者.....10% ^(注4) (所得税7%・地方税3%) 法人の受益者.....7% ^(注5) (所得税7%)
償還時	所得税および地方税	償還価額の個別元本超過額 ^(注3) に対し	個人の受益者.....10% ^(注4) (所得税7%・地方税3%)
			法人の受益者.....7% ^(注5) (所得税7%)

(注1)販売会社によっては、証券投資信託の償還金等に対応する取得口数については、無手数料となります。

(注2)申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

(注3)個別元本とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込み手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

(注4)平成20年4月1日から、20%(所得税15%および地方税5%)となります。

(注5)平成20年4月1日から、所得税15%となります。

(注6)上記の内容は、平成16年3月現在のものであり、税法等が変更・改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

信託財産で間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金			
		委託会社	販売会社	受託銀行	合計
毎日	信託報酬	純資産総額 に対して 年率0.7455% (税抜0.71%)	純資産総額 に対して 年率0.756% (税抜0.72%)	純資産総額 に対して 年率0.0945% (税抜0.09%)	純資産総額 に対して 年率1.596% (税抜1.52%)

(注1)信託報酬や売買委託手数料等のほか、売買委託手数料等に対する消費税等相当額(5%)、外貨建資産に対する保管等に要する費用および当ファンドの財務諸表の監査に要する費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注2)上記の内容は、平成16年3月現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(1)申込手数料

申込手数料は、お買付金額(基準価額×買付口数)に申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率は、3.15%(税抜3.0%)を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、販売会社までお問い合わせください。

申込み手数料には、消費税等相当額がかかります。

累積投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
販売会社によっては、償還乗換え等により当ファンド受益証券の取得申込みをされる場合は、無手数料になる場合があります。

(2)換金（解約）手数料
ありません。

(3)信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.596%（税抜1.52%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前述の表のとおりです。（信託約款第44条第1項）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。（信託約款第44条第2項）

信託報酬に対する消費税等相当額（5%）の費用を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、平成16年3月時点のものであり、税法改正時には変更となります。）

（信託約款第44条第3項）

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。

(4)その他の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費（監査費用等）および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査費用等は、委託会社が金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、実際の費用額を上限として定率または定額にて日々計算し、毎計算期間末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

(5)課税上の取扱

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込み手数料および当該申込み手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社毎であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を

控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の
<収益分配金の課税について>を参照。）

<一部解約時および償還時の課税について>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる
「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元
本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分
配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る
部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金と
なります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別
分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取り扱いについて

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解
約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）*の税
率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。ただし、期中分配のうち所得税法
上課税対象となるのは普通分配金のみで、特別分配金は非課税となります。なお、確定申告を
行い、総合課税を選択することもできます。総合課税を選択した場合には、配当控除の適用が
あります。また、平成16年1月1日以降の償還または解約により生じた損失については、確定
申告を行うことにより、株式譲渡益との損益通算が可能となります。

*平成20年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解
約時および償還時の個別元本超過額については所得税7%*の税率による源泉徴収が行われ、
法人の受取額となります。期中の収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金
のみで、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度が適用されます。

*平成20年4月1日から、所得税15%となります。

5. 運用状況

(1) 投資状況

大和住銀日本バリュース株ファンド (平成16年1月末日現在)

投資資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券 (日本バリュース株マザーファンド)	日本	43,529,036,040	100.07
純資産総額		43,499,289,859	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考) マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

日本バリュース株マザーファンド (平成16年1月末日現在)

投資資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	42,437,993,100	93.28
純資産総額		45,496,649,251	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時 (平成11年7月30日)	34,887	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成12年7月10日)	35,318	38,548	1.0937	1.1937
第2計算期間末 (平成13年7月9日)	57,758	-	0.9005	-
第3計算期間末 (平成14年7月8日)	51,299	-	0.7895	-
平成15年2月末日	39,189	-	0.6515	-
平成15年3月末日	37,192	-	0.6335	-
平成15年4月末日	36,605	-	0.6312	-
平成15年5月末日	37,351	-	0.6622	-
平成15年6月末日	39,486	-	0.7158	-
第4計算期間末 (平成15年7月8日)	41,323	-	0.7571	-
平成15年7月末日	39,725	-	0.7288	-
平成15年8月末日	42,443	-	0.7850	-
平成15年9月末日	42,363	-	0.7888	-
平成15年10月末日	43,735	-	0.8151	-
平成15年11月末日	41,832	-	0.7827	-
平成15年12月末日	43,555	-	0.8195	-
平成16年1月末日	43,499	-	0.8265	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

期 間	1口当りの分配金(円)
第1期(平成11年7月30日～平成12年7月10日)	0.1000
第2期(平成12年7月11日～平成13年7月9日)	0
第3期(平成13年7月10日～平成14年7月8日)	0
第4期(平成14年7月9日～平成15年7月8日)	0

収益率の推移

期 別	収益率(%)
第1期(平成11年7月30日～平成12年7月10日)	19.4
第2期(平成12年7月11日～平成13年7月9日)	17.7
第3期(平成13年7月10日～平成14年7月8日)	12.3
第4期(平成14年7月9日～平成15年7月8日)	4.1
第5期中(平成15年7月9日～平成16年1月8日)	9.9

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

(3) 設定及び解約の実績

期別	設定総額(円)	解約総額(円)
第1期 (平成11年7月30日～平成12年7月10日)	85,386,276,529	53,093,204,626
第2期 (平成12年7月11日～平成13年7月9日)	43,500,269,521	11,652,267,520
第3期 (平成13年7月10日～平成14年7月8日)	8,496,059,097	7,661,254,320
第4期 (平成14年7月9日～平成15年7月8日)	2,136,667,098	12,528,787,821
第5期中 (平成15年7月9日～平成16年1月8日)	1,595,072,402	3,101,943,739

(注) 第1期(平成11年7月30日～平成12年7月10日)の設定総額には、当初設定額を含みません。

6. 管理及び運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

イ. 基準価額は、原則として委託会社の営業日に委託者が計算します。

ロ. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ハ. 基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp>

<電話番号> 受付窓口 03-3243-3986

（受付時間：午前9時から午後5時まで。土、日、祝日除く。）

ニ. 追加信託は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額とします。

ホ. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金*1は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等*2に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益証券毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

申込（販売）手続き等

イ. 当ファンドの受益証券の取得申込みは、販売会社において申込期間における毎営業日に受付けます。申込みの受付は原則として午後3時までとしますが、わが国の証券取引所の半休日の場合の受付は午前11時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

ロ. 当該受益証券の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。受益証券の申込単位は1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

ハ. 受益証券の取得申込者は、販売会社および委託会社との間で、証券投資信託の取引に関する契約または規定に基づいて、取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出します。申込みには、収益の分配がなされた場合に、分配金を受取ることができる「分配金受取型」と分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があります。「分配金自動再投資型」を投資信託受益証券の取得申込者が選択した場合には、受益証券の取得申込者は販売会社との間で「累積投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。

定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。以下同じ。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。

変額保険・変額年金、または確定拠出年金を通じて取得の申し込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。

*販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する

名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

換金（解約）手続き等

解約請求は、原則として毎営業日請求を受付けます。一部解約の受付は原則として午後3時までとしますが、わが国の証券取引所の半休日の場合の受付は午前11時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の請求は翌営業日の取扱いとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替市場の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

ご換金価額：当該請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額を解約価額とします。

（解約価額については、お申込みを受け付けた販売会社へお問い合わせください。）

信託財産留保額：当該請求受付日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

* 信託財産留保額とは、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みを受け付けた販売会社へお問い合わせください。）

お受取代金：[個人の受益者]

解約価額に解約口数を乗じて得た金額から解約価額の個別元本超過額に解約口数を乗じて得た額に対する所得税額（7%）および地方税額（3%）^{（注1）}を差し引いた額となります。

[法人の受益者]

解約価額に解約口数を乗じて得た金額から解約価額の個別元本超過額に解約口数を乗じて得た額に対する所得税7%^{（注2）}を差し引いた額となります。

解約代金の支払い：原則として解約請求を受け付けた日から起算して4営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

（注1）平成20年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

（注2）平成20年4月1日から、所得税15%となります。

保管

< 受益証券の保管 >

イ．委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。「分配金自動再投資型」をお申込みの場合は、全て保護預りとなります。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。

ロ．委託会社は信託約款の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。委託会社は、受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、また記名式の受益

証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

信託期間

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成11年7月30日）から、無期限とします。

また、信託期間の終了前に純資産総額が5億円を下回ることとなった場合、または信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。（後記 - イ . をご参照ください。）

計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年7月9日から翌年7月8日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は平成11年7月30日から平成12年7月10日までとします。

上記にかかわらず各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

その他

イ．信託契約の解約

- (a) 委託者は、信託期間の終了前に純資産総額が5億円を下回ることとなった場合、または信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。
- (b) 信託契約を解約し信託を終了させる場合、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつこの信託契約にかかる知られたる受益者に対してその旨を記載した書面を交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (c) 前(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託契約の解約を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- (d) 前(c)の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前(a)の信託契約の解約をしません。
- (e) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前(c)から前(e)項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(c)の一定の期間が1月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (g) 信託契約の解約時の償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額となります。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、時効によりその権利を失います。

ロ．信託契約に関する監督官庁の命令（信託約款第52条）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。

ハ．委託者の認可取消等に伴う取扱い（信託約款第53条）

委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託を解約し信託を終了させるものとします。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

ニ．受託者の辞任に伴う取扱い（信託約款第55条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ホ．信託約款の変更

(a)委託者は、受益者にとって有利であると認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託者は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、当ファンドの信託約款の知られたる受益者に対してこれらの事項を記載した書面を交付します。ただし、当ファンドの信託約款の全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(b)前(a)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託契約の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(c)前(b)の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前(a)の信託契約の変更をしません。

(d)委託者は、この信託契約の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ．公告（信託約款第57条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ト．反対者の買取請求権（信託約款第56条の2）

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

チ．委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い（信託約款第54条）

委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させる

ことがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

リ．運用にかかる報告等開示方法

委託者は、証券取引法の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始6ヵ月経過毎に半期報告書を提出します。計算期間は原則として毎年7月9日から翌年7月8日までですが、第1期計算期間は平成11年7月30日から平成12年7月10日までです。また、委託者は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき各計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

(注) 計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

ヌ．受益証券について

(a) 受益権の分割および再分割（信託約款第7条）、受益者（信託約款第6条）、信託日時の異なる受益権の内容（信託約款第9条）

委託者は、信託締結契約日の受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。また、委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。この信託の当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、上記により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとし、この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(b) 受益証券の発行についての受託者の認証（信託約款第11条）

委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。この認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(c) 無記名式の受益証券の再交付（信託約款第15条）

委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(d) 記名式の受益証券の再交付（信託約款第16条）

委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(e) 受益証券を毀損した場合等の再交付（信託約款第17条）

委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、(c)(d)の規定を準用します。

(f) 受益証券の再交付の費用（信託約款第18条）

委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

ル．ファンド財産の保管

(a) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる以下の金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。（信託約款第31条）

(b) 受託者は、信託財産に属する有価証券を法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。（信託約款第32条）

(c) 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとし、（信託約款第33条）

- (d) 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。（信託約款第34条）
- (e) 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合の他、信託の表示および記載をしません。（信託約款第35条）

フ．委託会社と関係法人との契約の変更

< 募集・販売契約 >

委託者と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、販売会社に異動があれば、委託者は訂正届出書を提出します。

ワ．その他

(a) 信託財産に関する報告（信託約款第42条）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。また、受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(b) 損益の帰属（信託約款第39条）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(c) 信託約款に関する疑義の取扱（信託約款第58条）

信託約款の解釈に疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(2) 受益者の権利等

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

収益分配金に対する請求権

当ファンドの収益分配金は、毎計算期間終了日後の1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日目）から保有口数に応じて、販売会社を通じて受益者に支払います。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金交付票に、記名し届出印を押捺するものとします。委託者は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

上記にかかわらず、販売会社と「累積投資約款」に基づく契約を結んだ受益者に対する収益分配金は、毎計算期間の終了日の翌営業日に委託会社から販売会社へ交付し、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として5営業日目）から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の申込場所において行います。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。委託者は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

受益証券の一部解約の実行の請求権

受益者は、自己の有する受益証券について委託会社および販売会社毎に定めた単位をもって、受益証券の一部解約の実行を販売会社に請求する権利を有しています。また、受付は原則として午後3時または、わが国の証券取引所の半休日の場合などは午前11時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。委託者は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

信託約款の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託者に対し、自己の有する受益者を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第2 ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、第3期計算期間(平成13年7月10日から平成14年7月8日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2、及び「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号)附則第10条により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しており、第4期計算期間(平成14年7月9日から平成15年7月8日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
当ファンドの中間財務諸表は、前中間計算期間(平成14年7月9日から平成15年1月8日まで)については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しており、当中間計算期間(平成15年7月9日から平成16年1月8日まで)については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第3期計算期間(平成13年7月10日から平成14年7月8日まで)及び第4期計算期間(平成14年7月9日から平成15年7月8日まで)の財務諸表並びに前中間計算期間(平成14年7月9日から平成15年1月8日まで)及び当中間計算期間(平成15年7月9日から平成16年1月8日まで)の中間財務諸表については、あずさ監査法人^(注)による監査を受けております。
(注) あずさ監査法人は、平成16年1月1日付で、朝日監査法人から名称を変更しております。

監 査 報 告 書

平成 14 年 8 月 9 日

大和住銀投信投資顧問株式会社

代表取締役社長 小 森 脩 一 殿

朝 日 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 大東 正躬 印
関与社員

関与社員 公認会計士 壁谷 惠嗣 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀日本バリュー株ファンド（以下「ファンド」という。）の平成13年7月10日から平成14年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、直前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が大和住銀日本バリュー株ファンドの平成14年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 15 年 8 月 22 日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

朝 日 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 大東 正躬 印
関与社員

関与社員 公認会計士 壁谷 恵嗣 印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀日本バリュース株ファンドの平成 14 年 7 月 9 日から平成 15 年 7 月 8 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀日本バリュース株ファンドの平成 15 年 7 月 8 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 財務諸表

大和住銀日本バリュース株ファンド

(1)貸借対照表

区 分	第 3 期 平成14年 7 月 8 日現在 金 額(円)	第 4 期 平成15年 7 月 8 日現在 金 額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,662,669	3,666,646
親投資信託受益証券	51,746,345,101	41,675,505,738
流動資産合計	51,748,007,770	41,679,172,384
資産合計	51,748,007,770	41,679,172,384
負債の部		
流動負債		
未払解約金	32,414,604	49,885,861
未払受託者報酬	24,624,107	18,086,489
未払委託者報酬	391,250,511	287,374,875
その他未払費用	400,000	472,500
流動負債合計	448,689,222	355,819,725
負債合計	448,689,222	355,819,725
純資産の部		
元本		
元本	64,975,878,681	-
欠損金		
期末欠損金	13,676,560,133	-
(分配準備積立金)	(596,789,432)	(-)
(当期損失)	(7,372,170,430)	(-)
欠損金合計	13,676,560,133	-
純資産合計	51,299,318,548	-
元本		
元本	-	54,583,757,958
剰余金		
期末欠損金	-	13,260,405,299
(分配準備積立金)	(-)	(497,265,583)
剰余金合計	-	13,260,405,299
純資産合計	-	41,323,352,659
負債・純資産合計	51,748,007,770	41,679,172,384

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第3期	第4期
	自平成13年7月10日 至平成14年7月8日 金額(円)	自平成14年7月9日 至平成15年7月8日 金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収入		
受取配当金	206,435,300	-
受取利息	246,578	-
有価証券売買等損益	6,089,234,525	2,322,882,647
派生商品取引等損益	629,964,393	-
営業収入合計	6,512,517,040	2,322,882,647
営業費用		
受託者報酬	52,293,537	39,063,689
委託者報酬	806,959,853	620,679,859
その他費用	400,000	472,500
営業費用合計	859,653,390	660,216,048
営業損失	7,372,170,430	2,983,098,695
経常損失	7,372,170,430	2,983,098,695
当期損失又は当期純損失	7,372,170,430	2,983,098,695
一部解約に伴う当期損失分配額	669,466,220	-
一部解約に伴う当期純損失分配額	-	1,381,899,775
期首欠損金	6,383,072,851	13,676,560,133
欠損金減少額	809,094,149	2,672,514,502
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(809,094,149)	(2,672,514,502)
欠損金増加額	1,399,877,221	655,160,748
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(1,399,877,221)	(655,160,748)
分配金	-	-
期末欠損金	13,676,560,133	13,260,405,299

重要な会計方針

項 目	第 3 期 自 平成13年 7月10日 至 平成14年 7月 8日	第 4 期 自 平成 14 年 7 月 9 日 至 平成 15 年 7 月 8 日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券は、移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券等</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。</p> <p>個別法に基づき原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段によっております。</p>	<p>親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。</p> <p>該当事項はありません。</p>

項 目	第 3 期 自 平成13年 7 月10日 至 平成14年 7 月 8 日	第 4 期 自 平成 14 年 7 月 9 日 至 平成 15 年 7 月 8 日
3. 収益及び費用 の計上基準	<p>(1)受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90% を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております</p>	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>当ファンドの第 3 計算期間は計算期初が休日のため、平成 13 年 7 月 10 日から平成 14 年 7 月 8 日までとなっております。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

表示方法の変更

第 4 期 自 平成14年 7 月 9 日 至 平成15年 7 月 8 日
<p>「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の改正により、当計算期間より当期損失は当期純損失として記載し、「期末欠損金」は「剰余金」の内訳として表示しております。また、当計算期間より期末欠損金について当期損失の付記はしてありません。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

項 目	第 3 期 平成 14 年 7 月 8 日現在	第 4 期 平成 15 年 7 月 8 日現在
1. 元本状況		
期首元本額	64,141,073,904 円	64,975,878,681 円
期中追加設定元本額	8,496,059,097 円	2,136,667,098 円
期中一部解約元本額	7,661,254,320 円	12,528,787,821 円
2. 元本の欠損		
「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」第41条の2に規定する額	-	13,260,405,299 円

(損益及び剰余金計算書関係)

項 目	第 3 期 自 平成13年 7 月10日 至 平成14年 7 月 8 日	第 4 期 自 平成14年 7 月 9 日 至 平成15年 7 月 8 日
分配金の計算過程	基準価額推移等を勘案し、当期に分配した金額はありません。	同 左

(追加情報)

第 3 期 自 平成13年 7 月10日 至 平成14年 7 月 8 日
<p>当ファンドは、当ファンドと実質的に同一の運用方針*を有する親投資信託である「日本バリュー株マザーファンド」を主要投資対象に追加する信託約款の所要の変更を平成13年10月18日付けで行い、平成13年11月26日より実施しております。</p> <p>* 実質的に同一の運用方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合に係る制限または取得できる範囲に係る制限その他の運用上の制限が同一(マザーファンドにおける収益分配方針および当該マザーファンドへの投資に係るものを除きます。)のものをいいます。</p>

(有価証券関係)

第3期(自平成13年7月10日 至平成14年7月8日)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	51,746,345,101	263,399,257
合 計	51,746,345,101	263,399,257

第4期(自平成14年7月9日 至平成15年7月8日)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	41,675,505,738	1,063,844,460
合 計	41,675,505,738	1,063,844,460

(デリバティブ取引等関係)
取引の状況に関する事項

項 目	第 3 期 自 平成13年 7 月10日 至 平成14年 7 月 8 日	第 4 期 自 平成14年 7 月 9 日 至 平成15年 7 月 8 日
1.取引の内容	当計算期間において、当ファンドは株価指数先物取引を行っております。	該当事項はありません。
2.取引に対する取組方針	株価指数先物取引につきましては、投資信託約款上の投資制限を遵守しております。	該当事項はありません。
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	該当事項はありません。
4.取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引は、相場変動によるリスク(価格変動リスク)を有しております。また、株価指数先物取引は、相手方の契約不履行によるリスク(信用リスク)を有しておりますが、当ファンドでは、内外の証券会社と当該取引を行っております。	該当事項はありません。
5.取引に係るリスク管理体制	当社の管理体制(コンプライアンス体制)は、「代表取締役直轄のコンプライアンス室の指導・監督の下に、各運用部門内で代表取締役が任命したコンプライアンス責任者が日常の法令等の遵守状況をチェックし、更に事後的に厳正な社内監査を行う」ダブル・チェック体制となっております。	該当事項はありません。
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

取引の時価等に関する事項

第3期(自平成13年7月10日 至平成14年7月8日)
該当ありません。

第4期(自平成14年7月9日 至平成15年7月8日)
該当ありません。

(1口当たり情報)

第3期 平成14年7月8日現在	第4期 平成15年7月8日現在
1口当たり純資産額 0.7895 円 「一口 = 1円(10,000口 = 7,895 円)」	1口当たり純資産額 0.7571 円 「一口 = 1円(10,000口 = 7,571 円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表(株式以外の有価証券)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	日本バリュー株 マザーファンド	-	41,675,505,738	
合計		-	41,675,505,738	

< 参考 >

当ファンドは、「日本バリュー株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

財務諸表

日本バリュー株マザーファンド

(1) 貸借対照表

区 分	平成14年 7月 8日現在 金 額(円)	平成15年 7月 8日現在 金 額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,237,540,125	699,096,666
株式	45,319,850,000	41,697,109,900
派生商品評価勘定	35,107,854	27,615,123
未収入金	-	1,413,874,220
未収配当金	4,566,240	19,886,940
前払金	180,725,000	-
差入委託証拠金	175,875,000	9,000,000
流動資産合計	52,953,664,219	43,866,582,849
資産合計	52,953,664,219	43,866,582,849
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	298,038,767	6,783,371
前受金	-	26,610,000
未払金	530,428,153	595,328,900
流動負債合計	828,466,920	628,722,271
負債合計	828,466,920	628,722,271
純資産の部		
元本		
元本	52,401,614,637	-
欠損金		
欠損金	276,417,338	-
欠損金合計	276,417,338	-
純資産合計	52,125,197,299	-
元本		
元本	-	44,756,072,385
剰余金		
欠損金	-	1,518,211,807
剰余金合計	-	1,518,211,807
純資産合計	-	43,237,860,578
負債・純資産合計	52,953,664,219	43,866,582,849

重要な会計方針

項 目	自 平成13年11月26日 至 平成14年 7月 8日	自 平成 14 年 7 月 9 日 至 平成 15 年 7 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券は、移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券等 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券等 当該有価証券等については、原則として、日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券等 当該有価証券等については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>個別法に基づき原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段によっております。</p>	<p>同 左</p>

項 目	自 平成13年11月26日 至 平成14年 7月 8日	自 平成 14 年 7月 9日 至 平成 15 年 7月 8日
3. 収益及び費用の計 上基準	<p>(1) 受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p>

表示方法の変更

<p>自 平成14年 7月 9日 至 平成15年 7月 8日</p>
<p>「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の改正により、当計算期間より「欠損金」は「剰余金」の内訳として表示しております。</p>

注記事項
(貸借対照表関係)

項 目	平成14年7月8日現在	平成15年7月8日現在
1.元本状況		
期首元本額	54,010,420,692 円	52,401,614,637 円
期中追加設定元本額	3,524,542,455 円	2,962,043,927 円
期中一部解約元本額	5,133,348,510 円	10,607,586,179 円
元本の内訳		
大和住銀日本バリュー株ファンド	52,022,062,030 円	43,137,879,866 円
大和住銀DC日本バリュー株ファンド	200,761,523 円	765,844,880 円
大和住銀日本バリュー株ファンドVA	178,791,084 円	852,347,639 円
2.元本の欠損		
「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」第41条の2に規定する額	-	1,518,211,807 円

(有価証券関係)

(自 平成13年11月26日 至 平成14年7月8日)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額および時価

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	45,319,850,000	357,410,216
合 計	45,319,850,000	357,410,216

(自 平成14年7月9日 至 平成15年7月8日)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額および時価

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	41,697,109,900	2,646,277,309
合 計	41,697,109,900	2,646,277,309

(デリバティブ取引関係)

取引の状況に関する事項

項 目	自 平成13年11月26日 至 平成14年 7月 8日	自 平成14年 7月 9日 至 平成15年 7月 8日
1.取引の内容	当計算期間において、当ファンドは株価指数先物取引を行っております。	同 左
2.取引に対する取組方針	株価指数先物取引につきましては、投資信託約款上の投資制限を遵守しております。	同 左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	同 左
4.取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引は、相場変動によるリスク(価格変動リスク)を有しております。また、株価指数先物取引は、相手方の契約不履行によるリスク(信用リスク)を有しておりますが、当ファンドでは、内外の証券会社と当該取引を行っております。	株価指数先物取引は、相場変動によるリスク(価格変動リスク)を有しております。また、株価指数先物取引は、相手方の契約不履行によるリスク(信用リスク)を有しております。
5.取引に係るリスク管理体制	当社の管理体制(コンプライアンス体制)は、「代表取締役直轄のコンプライアンス室の指導・監督の下に、各運用部門内で代表取締役が任命したコンプライアンス責任者が日常の法令等の遵守状況をチェックし、更に事後的に厳正な社内監査を行う」ダブル・チェック体制となっております。	価格変動リスクについては、運用者および管理者が日々のポジションや評価損益等を含め、投資信託財産全体を総合的に管理しています。また、運用から独立したリスク管理組織が事後的にチェックを行う、ダブル・チェック体制をとっております。信用リスクについては、ブローカー選定委員会等を通じて、取引の相手方に対するチェックを行っております。
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

取引の時価等に関する事項

区分	種類	平成14年7月8日現在			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数 先物取引 買建	5,654,680,913	-	5,391,750,000	262,930,913
合計		-	-	5,391,750,000	262,930,913

区分	種類	平成15年7月8日現在			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数 先物取引 買建	952,168,248	-	973,000,000	20,831,752
合計		-	-	973,000,000	20,831,752

(注)時価の算定方法

先物取引の時価の算定基準について

- 1) 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2) 先物取引の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(1口当たり情報)

平成14年7月8日現在	平成15年7月8日現在
1口当たり純資産額 0.9947 円 「一口 = 1 円(10,000口 = 9,947 円)」	1口当たり純資産額 0.9661 円 「一口 = 1 円(10,000口 = 9,661 円)」

(2) 附属明細表

有価証券明細表(株式)

銘柄	株式数 (株)	評価額(円)		備考
		単価	金額	
1883 前田道路	730,000	556	405,880,000	
1928 積水ハウス	50,000	924	46,200,000	
1961 三機工業	458,000	607	278,006,000	
2290 米 久	792,000	1,022	809,424,000	
2580 コカコーラセントラル ジャパン	457	679,000	310,303,000	
3106 倉敷紡績	2,550,000	181	461,550,000	
3401 帝 人	2,200,000	305	671,000,000	
3534 NBC	291,000	1,100	320,100,000	
3861 王子製紙	500,000	511	255,500,000	
4005 住友化学	400,000	393	157,200,000	
4061 電気化学	680,000	330	224,400,000	
4063 信越化学	70,000	4,480	313,600,000	
4118 鐘淵化学	580,000	760	440,800,000	
4186 東京応化工業	265,100	1,816	481,421,600	
4502 武田薬品	56,000	4,440	248,640,000	
4505 第一製薬	630,000	1,573	990,990,000	
4553 東和薬品	62,300	2,000	124,600,000	
4676 フジテレビジョン	150	520,000	78,000,000	
5001 新日本石油	600,000	500	300,000,000	
5101 横浜ゴム	910,000	324	294,840,000	
5105 東洋ゴム	110,000	255	28,050,000	
5110 住友ゴム	450,000	533	239,850,000	
5401 新日本製鐵	3,300,000	172	567,600,000	
5706 三井金属	900,000	392	352,800,000	
5713 住友鋳山	1,100,000	441	485,100,000	
6201 豊田自動織機	265,000	1,984	525,760,000	
6206 豊田工機	1,010,000	583	588,830,000	

銘柄	株式数 (株)	評価額(円)		備考	
		単価	金額		
6349	小森コーポレーション	150,000	1,219	182,850,000	
6454	マックス	220,000	885	194,700,000	
6471	日本精工	600,000	388	232,800,000	
6479	ミネベア	1,000,000	560	560,000,000	
6501	日立	1,000,000	627	627,000,000	
6592	マブチモーター	30,400	10,270	312,208,000	
6645	オムロン	50,000	2,280	114,000,000	
6752	松下電器産業	380,000	1,397	530,860,000	
6762	T D K	80,000	6,690	535,200,000	
6767	ミツミ電機	440,000	1,336	587,840,000	
6770	アルプス電気	400,000	1,894	757,600,000	
6804	ホシデン	150,000	1,068	160,200,000	
6954	ファナック	99,000	6,570	650,430,000	
6956	神明電機	167,000	1,250	208,750,000	
6958	日本シイエムケイ	301,000	730	219,730,000	
6971	京セラ	100,000	7,930	793,000,000	
6986	双葉電子工業	140,000	2,765	387,100,000	
6991	松下電工	200,000	746	149,200,000	
7011	三菱重工業	2,000,000	319	638,000,000	
7201	日産自動車	530,000	1,250	662,500,000	
7203	トヨタ自動車	535,000	3,400	1,819,000,000	
7241	フタバ産業	421,000	1,301	547,721,000	
7267	本田技研	186,000	4,980	926,280,000	
7703	川澄化学工業	430,000	800	344,000,000	
7752	リコー	380,000	2,080	790,400,000	
7893	亜細亜証券印刷	445,000	600	267,000,000	
7911	凸版印刷	1,120,000	939	1,051,680,000	
7988	ニフコ	90,000	1,247	112,230,000	
8028	ファミリーマート	145,000	2,425	351,625,000	
8031	三井物産	862,000	675	581,850,000	
8035	東京エレクトロン	20,000	7,320	146,400,000	
8058	三菱商事	140,000	916	128,240,000	
8068	菱洋エレクトロ	611,000	1,057	645,827,000	
8140	リョーサン	189,100	1,791	338,678,100	
8168	ケーヨー	878,200	558	490,035,600	
8219	青山商事	105,000	1,670	175,350,000	

銘柄	株式数 (株)	評価額(円)		備考
		単価	金額	
8252 丸井	470,000	1,177	553,190,000	
8253 クレディセゾン	170,000	2,150	365,500,000	
8306 三菱東京フィナンシャル	500	582,000	291,000,000	
8345 岩手銀行	8,600	4,550	39,130,000	
8403 住友信託	870,000	479	416,730,000	
8566 リコーリース	532,000	1,650	877,800,000	
8586 日立キャピタル	400,200	1,375	550,275,000	
8604 野村ホールディングス	200,000	1,725	345,000,000	
8761 あいおい損害保険	1,166,000	285	332,310,000	
8801 三井不動産	440,000	886	389,840,000	
8806 ダイビル	335,000	500	167,500,000	
9062 日本通運	800,000	475	380,000,000	
9101 日本郵船	2,600,000	429	1,115,400,000	
9104 商船三井	2,050,000	336	688,800,000	
9302 三井倉庫	143,000	248	35,464,000	
9303 住友倉庫	1,480,000	270	399,600,000	
9432 日本電信電話	4,462	540,000	2,409,480,000	
9437 エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,000	300,000	600,000,000	
9505 北陸電力	403,600	1,756	708,721,600	
9506 東北電力	610,000	1,755	1,070,550,000	
9508 九州電力	230,000	1,783	410,090,000	
9682 データ通信システム	256,000	2,855	730,880,000	
9735 セコム	44,000	4,070	179,080,000	
9737 CSK	100,000	3,700	370,000,000	
9766 コナミ	310,000	2,610	809,100,000	
9952 ドトールコーヒー	140,000	1,721	240,940,000	
合計 (日本) 89銘柄	47,320,069	-	41,697,109,900	

有価証券先物取引の契約額等及び時価の状況表

注記中の(デリバティブ取引関係) 取引の時価等に関する事項で記載しており、ここでは省略しております。

中間監査報告書

平成 15 年 2 月 7 日

大和住銀投信投資顧問株式会社

代表取締役社長 小 森 脩 一 殿

朝 日 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 大東 正躬 印
関与社員

関与社員 公認会計士 壁谷 惠嗣 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀日本バリュース株ファンド（以下「ファンド」という。）の平成14年7月9日から平成15年1月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表についてファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、直前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が大和住銀日本バリュース株ファンドの平成15年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 16 年 2 月 13 日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 大東 正躬 印
関与社員

関与社員 公認会計士 富田 竜一 印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀日本バリュース株ファンドの平成 15 年 7 月 9 日から平成 16 年 1 月 8 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀日本バリュース株ファンドの平成 16 年 1 月 8 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成 15 年 7 月 9 日から平成 16 年 1 月 8 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

中間財務諸表

大和住銀日本バリュース株ファンド

(1) 中間貸借対照表

区 分	前中間計算期間末 平成15年1月8日現在 金 額(円)	当中間計算期間末 平成16年1月8日現在 金 額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5,222,633	267,947
親投資信託受益証券	40,910,335,907	44,574,991,049
流動資産合計	40,915,558,540	44,575,258,996
資産合計	40,915,558,540	44,575,258,996
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,855,796	61,888,390
未払受託者報酬	20,977,200	20,130,996
未払委託者報酬	333,304,984	319,859,851
その他未払費用	238,096	184,736
流動負債合計	370,376,076	402,063,973
負債合計	370,376,076	402,063,973
純資産の部		
元本		
元本	61,095,800,894	53,076,886,621
剰余金		
中間欠損金	20,550,618,430	8,903,691,598
(中間損失)	(8,051,069,577)	(-)
剰余金合計	20,550,618,430	8,903,691,598
純資産合計	40,545,182,464	44,173,195,023
負債・純資産合計	40,915,558,540	44,575,258,996

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区 分	前中間計算期間 自 平成14年7月9日 至 平成15年1月8日 金 額(円)	当中間計算期間 自 平成15年7月9日 至 平成16年1月8日 金 額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収入		
有価証券売買等損益	7,696,549,297	4,391,045,732
営業収入合計	7,696,549,297	4,391,045,732
営業費用		
受託者報酬	20,977,200	20,130,996
委託者報酬	333,304,984	319,859,851
その他費用	238,096	184,736
営業費用合計	354,520,280	340,175,583
営業利益又は営業損失()	8,051,069,577	4,050,870,149
経常利益又は経常損失()	8,051,069,577	4,050,870,149
中間純利益又は中間損失()	8,051,069,577	4,050,870,149
一部解約に伴う中間損失分配額	436,172,478	-
一部解約に伴う中間純利益分配額	-	123,733,595
期首欠損金	13,676,560,133	13,260,405,299
欠損金減少額	1,081,055,207	754,140,146
(中間一部解約に伴う欠損金減少額)	(1,081,055,207)	(754,140,146)
欠損金増加額	340,216,405	324,562,999
(中間追加信託に伴う欠損金増加額)	(340,216,405)	(324,562,999)
分配金	-	-
中間欠損金	20,550,618,430	8,903,691,598

重要な会計方針

項目	前中間計算期間 自 平成14年7月9日 至 平成15年1月8日	当中間計算期間 自 平成15年7月9日 至 平成16年1月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券移動平均法に基づき中間計算期間末日の基準価額で評価しております。	同 左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益約定日基準で計上しております。	同 左

表示方法の変更

当中間計算期間 自 平成15年7月9日 至 平成16年1月8日
「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の改正により、当中間計算期間より中間利益は中間純利益として表示しております。また、当中間計算期間より中間欠損金について中間利益の付記はしてありません。

注記事項
(中間貸借対照表関係)

項目	前中間計算期間末 平成15年1月8日現在	当中間計算期間末 平成16年1月8日現在
1. 元本状況		
期首元本額	64,975,878,681 円	54,583,757,958 円
期中追加設定元本額	1,200,879,761 円	1,595,072,402 円
期中一部解約元本額	5,080,957,548 円	3,101,943,739 円
2. 元本の欠損 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」第41条の2に規定する額	20,550,618,430 円	8,903,691,598 円

(中間損益及び剰余金計算書関係)
該当ありません。

(追加情報)

前中間計算期間 自 平成14年7月9日 至 平成15年1月8日
「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の改正により、当中間計算期間より「中間欠損金」は「剰余金」の内訳として表示しております。

(1口当たり情報)

前中間計算期間末 平成15年1月8日現在	当中間計算期間末 平成16年1月8日現在
1口当たり純資産額 0.6636 円 「一口=1円(10,000口=6,636円)」	1口当たり純資産額 0.8322 円 「一口=1円(10,000口=8,322円)」

<参考>

当ファンドは、「日本バリュー株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

中間財務諸表

日本バリュー株マザーファンド

中間貸借対照表

区 分	前中間計算期間末 平成15年1月8日現在 金額(円)	当中間計算期間末 平成16年1月8日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,455,571,261	2,435,626,367
株式	39,418,653,500	44,011,513,500
派生商品評価勘定	-	159,061,647
未収入金	-	544,799,928
未収配当金	1,920,600	5,836,050
前払金	14,750,000	-
差入委託証拠金	77,500,000	65,550,000
流動資産合計	41,968,395,361	47,222,387,492
資産合計	41,968,395,361	47,222,387,492
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	40,069,016	-
前受金	-	135,125,000
未払金	-	517,970,966
流動負債合計	40,069,016	653,095,966
負債合計	40,069,016	653,095,966
純資産の部		
元本		
元本	49,767,244,267	43,515,151,028
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	7,838,917,922	3,054,140,498
(中間損失)	(7,800,583,486)	(-)
剰余金合計	7,838,917,922	3,054,140,498
純資産合計	41,928,326,345	46,569,291,526
負債・純資産合計	41,968,395,361	47,222,387,492

重要な会計方針

項 目	前中間計算期間 自 平成14年 7月 9日 至 平成15年 1月 8日	当中間計算期間 自 平成15年 7月 9日 至 平成16年 1月 8日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券は、移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券等 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における中間計算期間末日の最終相場又は清算値段（外貨建て証券等の場合は、中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。中間計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券等 当該有価証券等については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券等 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>個別法に基づき原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段によっております。</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として証券取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等の提示する気配相場に基づいて評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>同 左</p>

項 目	前中間計算期間 自 平成14年7月9日 至 平成15年1月8日	当中間計算期間 自 平成15年7月9日 至 平成16年1月8日
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同 左 (2)有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 同 左

表示方法の変更

当中間計算期間 自 平成15年7月9日 至 平成16年1月8日
「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の改正により、当中間計算期間より中間欠損金について中間利益の付記はしていません。

注記事項
(中間貸借対照表関係)

項 目	前中間計算期間末 平成15年1月8日現在	当中間計算期間末 平成16年1月8日現在
1. 元本状況		
期首元本額	52,401,614,637 円	44,756,072,385 円
期中追加設定元本額	1,794,550,127 円	1,564,888,951 円
期中一部解約元本額	4,428,920,497 円	2,805,810,308 円
元本の内訳		
大和住銀日本バリュー株ファンド	48,558,262,205 円	41,651,084,890 円
大和住銀DC日本バリュー株ファンド	414,512,287 円	981,062,576 円
大和住銀日本バリュー株ファンドVA	794,469,775 円	883,003,562 円
2. 元本の欠損 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」第41条の2に規定する額	7,838,917,922 円	-

(追加情報)

前中間計算期間 自 平成14年7月9日 至 平成15年1月8日
「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の改正により、当中間計算期間より「中間欠損金」は「剰余金」の内訳として表示しております。

(デリバティブ取引関係)
取引の時価等に関する事項

区分	種類	前中間計算期間末(平成15年1月8日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	2,140,069,016	-	2,100,000,000	40,069,016
合 計		-	-	2,100,000,000	40,069,016

区分	種類	当中間計算期間末(平成16年1月8日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX	2,280,088,353	-	2,439,150,000	159,061,647
合 計		-	-	2,439,150,000	159,061,647

(注) 時価の算定方法

先物取引の時価の算定基準について

- 1) 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2) 先物取引の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。

(1口当たり情報)

前中間計算期間末 平成15年1月8日現在	当中間計算期間末 平成16年1月8日現在
1口当たり純資産額 0.8425 円 「一口 = 1円(10,000口 = 8,425 円)」	1口当たり純資産額 1.0702 円 「一口 = 1円(10,000口 = 10,702 円)」

2. ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

大和住銀日本バリュー株ファンド

(平成15年7月末日現在)

資産総額	39,790,181,448 円
負債総額	64,667,069 円
純資産額 (-)	39,725,514,379 円
発行済数量	54,507,409,307 口
1 単位当り純資産額 (/)	0.7288 円

参考 日本バリュー株マザーファンド

(平成15年7月末日現在)

資産総額	42,559,840,543 円
負債総額	1,270,453,258 円
純資産額 (-)	41,289,387,285 円
発行済数量	44,348,241,439 口
1 単位当り純資産額 (/)	0.9310 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄 (平成15年7月末日現在)

主要銘柄の明細

大和住銀日本バリュー株ファンド

発行地	種類	銘柄名	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	日本バリュー株 マザーファンド	42,734,346,967	0.9660	41,282,374,678	0.9310	39,785,677,026	100.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

参考 日本バリュー株マザーファンド

(単位：円)

発行地	銘柄名	種類	業種	株数 (株)	簿価 単価	簿価	評価 単価	時価	投資 比率 (%)
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	535,000	3,400	1,819,000,000	3,050	1,631,750,000	3.95
	エヌ・ティ・ティ・データ	株式	情報・通信業	5,550	292,015	1,620,686,008	276,000	1,531,800,000	3.71
	日本電信電話	株式	情報・通信業	2,862	540,000	1,545,480,000	499,000	1,428,138,000	3.46
	日本郵船	株式	海運業	2,750,000	428	1,179,700,515	406	1,116,500,000	2.70
	東北電力	株式	電気・ガス業	610,000	1,755	1,070,550,000	1,754	1,069,940,000	2.59
	第一製薬	株式	医薬品	630,000	1,573	990,990,000	1,627	1,025,010,000	2.48
	リコー	株式	その他金融業	532,000	1,650	877,800,000	1,845	981,540,000	2.38
	リコー	株式	電気機器	380,000	2,080	790,400,000	2,165	822,700,000	1.99
	米久	株式	食料品	782,000	1,022	799,204,000	992	775,744,000	1.88
	本田技研	株式	輸送用機器	166,000	4,927	817,995,172	4,650	771,900,000	1.87
	商船三井	株式	海運業	2,050,000	336	688,800,000	349	715,450,000	1.73
	ファナック	株式	電気機器	99,000	6,570	650,430,000	6,700	663,300,000	1.61
	凸版印刷	株式	その他製品	720,000	939	676,080,000	920	662,400,000	1.60
	三菱重工業	株式	機械	2,000,000	319	638,000,000	320	640,000,000	1.55
	帝人	株式	繊維製品	2,200,000	305	671,000,000	284	624,800,000	1.51
	日産自動車	株式	輸送用機器	530,000	1,250	662,500,000	1,175	622,750,000	1.51
	データ通信システム	株式	情報・通信業	256,000	2,855	730,880,000	2,415	618,240,000	1.50
	北陸電力	株式	電気・ガス業	353,600	1,756	620,921,600	1,734	613,142,400	1.48
	ミナベ	株式	電気機器	1,250,000	555	694,807,988	487	608,750,000	1.47
	新日本製鐵	株式	鉄鋼	3,300,000	172	567,600,000	184	607,200,000	1.47
	三菱電機	株式	電気機器	440,000	1,336	587,840,000	1,329	584,760,000	1.42
	菱洋エレクトロ	株式	卸売業	491,700	1,057	519,726,900	1,178	579,222,600	1.40
	三井物産	株式	卸売業	862,000	675	581,850,000	671	578,402,000	1.40
	アルプス電気	株式	電気機器	300,000	1,894	568,200,000	1,887	566,100,000	1.37
	豊田工機	株式	機械	1,010,000	583	588,830,000	560	565,600,000	1.37
	武田薬品	株式	医薬品	126,000	4,346	547,597,410	4,300	541,800,000	1.31
	松下電器産業	株式	電気機器	380,000	1,397	530,860,000	1,425	541,500,000	1.31
	三菱東京フィナンシャル	株式	銀行業	1,000	563,683	563,683,000	536,000	536,000,000	1.30
	日立	株式	電気機器	1,000,000	627	627,000,000	534	534,000,000	1.29
	T D K	株式	電気機器	80,000	6,690	535,200,000	6,620	529,600,000	1.28

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

大和住銀日本バリュー株ファンド

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.15
合計	100.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

参考 日本バリュー株マザーファンド

投資有価証券の種類	投資比率(%)
株 式	96.94
合計	96.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

大和住銀日本バリュー株ファンド

該当事項はありません。

参考 日本バリュー株マザーファンド

業種別	比率(%)
電気機器	16.73
情報・通信業	10.83
輸送用機器	10.29
化学	4.89
電気・ガス業	4.86
その他金融業	4.47
海運業	4.44
機械	4.26
卸売業	4.09
医薬品	3.85
小売業	3.22
繊維製品	3.03
銀行業	2.68
食料品	2.61
その他製品	2.11
非鉄金属	2.00
陸運業	1.69
鉄鋼	1.47
ゴム製品	1.43
不動産業	1.21
証券業	1.16
建設業	1.15
倉庫・運輸関連業	0.87
保険業	0.78
石油・石炭製品	0.71
パルプ・紙	0.67
精密機器	0.57
ガラス・土石製品	0.50
サービス業	0.37
合計	96.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

(3) 投資不動産物件
該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの
大和住銀日本バリュー株ファンド
該当事項はありません。

参考

日本バリュー株マザーファンド

種類	地域	資産名	買建 / 売建	数量 (枚)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	日本	TOPIX先物	買建	100	973,000,000	939,000,000	2.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

第3 その他

1. 目論見書の表紙、裏表紙および表紙裏の記載について

委託会社の名称および本店の所在地ならびに販売会社の名称等を記載し、当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示することがあります。

「追加型株式投資信託」、「黒潮」、「信託期間無期限」、「国内株式型（一般型）」、「分配金自動再投資可能」等、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。

当ファンドのロゴ、金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

2. 目論見書に届出書本文第一部「証券情報」、同書本文第二部「ファンド情報」「第1 ファンドの状況」等の主要内容を要約し、「ファンドの概要」を冒頭に記載することがあります。

3. 目論見書の巻末または冒頭に用語解説等を掲載することがあります。

4. 届出書本文第一部「証券情報」、同書本文第二部「ファンド情報」の記載の内容について、当該内容を説明した図表等を付加し、目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、同書本文第二部「ファンド情報」「第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第2 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「運用の概要」として記載することがあります。

また、以下の趣旨の事項を「目論見書」および「ファンドの概要」に記載することがあります。
<投資信託の仕組み>

投資信託は、多数の投資家の皆様からお預りした資金を、皆様のために利殖の目的で、専門の機関が株式や公社債などの有価証券に投資し、運用の成果を全て皆様にお返しするものです。

お預りした資金を大きな資金にまとめ、分散投資します。

運用は専門の機関が行います。

運用成果は全て投資家の皆様のものとなります。

信託財産の保管・管理は、信託銀行が行います。

<投資信託の特徴>

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

投資信託は預金ではありません。

投資信託は預金保険の対象ではありません。

投資信託は元本保証および利回り保証のいずれもありません。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。

銀行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

投資信託をご購入の際は最新の「目論見書」を必ずご覧ください。

5. 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

6. 当ファンドの約款の全文を目論見書の巻末等に記載することがあります。

7. 要約仮目論見書（本件届出書の効力発生後は要約目論見書。以下同じ）を使用することがあります。要約仮目論見書は、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号口に規定する書類として、以下の記載にしたがい使用します。

(1) 当該要約仮目論見書は、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール（はがき、封書用）、電子媒体として使用される他、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。

(2) 当該要約仮目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、ロゴマーク、写真、イラスト、グラフおよびキャッチ・コピーを付加して使用されることがあります。

- (3)運用実績として基準価額および過去の分配実績の推移、年換算利回り、組入れ銘柄および銘柄構成比、設定来または直近1週間、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、1年半、2年等の騰落率を数値またはグラフで表示することがあります。
- (4)当該要約目論見書に、以下の趣旨を記載することがあります。
- <投資信託の特徴>
- 投資信託は預金ではありません。
投資信託は預金保険の対象ではありません。
投資信託は元本保証および利回り保証のいずれもありません。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
銀行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
投資信託をご購入の際は最新の「目論見書」を必ずご覧ください。
- (5)投信評価機関、投信評価会社等によるファンドのレーティングを表示することがあります。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

1. 投資信託受益証券の名義書換など

受益証券の名義書換手続きおよび無記名式から記名式へのまたは記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行うことができます。名義書換手続きは委託会社にて行うものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取り次ぎます。

名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

名義書換手続きに関し、手数料は徴収しません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限

ありません。ただし、記名式受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗できません。

用語集（五十音順）

【運用報告書】

「投資信託及び投資法人に関する法律」等の規定に基づき、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した「運用報告書」を作成します。運用報告書は、販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。

【株価指数先物】

株価変動に対するヘッジ手段等を提供するものとして導入されています。株式市場の指数を売買する先物取引で、わが国では東京証券取引所で売買される「TOPIX先物」、大阪証券取引所で売買される「日経平均先物」などがあります。

【基準価額】

「1口当たりの基準価額 = 信託財産の純資産総額（組入有価証券を時価で評価した資産総額 - 負債総額） / 計算日における受益権総口数」をいいます。便宜上、1万口当たりの価額が表示されることがあります。基準価額は組入有価証券などの値動きにより日々変動します。

【個別元本】

受益者毎の信託時の受益証券の価額（取得時の価額）をいい、課税上の基準となります（申込み手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）。なお、複数回取得した場合は、追加取得の都度、取得口数に応じて加重平均されます。

【受益証券】

受益証券とは、「受益権を表示した証券」のことで有価証券の一種です。委託会社（投資信託委託会社）が発行し、取扱販売会社を通じて受益者に交付されるものですが、一般的には受益者の手に渡ることなく販売会社で保管（保護預かり）されております。また、受益証券は原則として無記名式です。

【信託期間】

ファンド毎に定められたファンドの存続期間をいいます。

【信託金の限度額】

ファンド毎に定められたファンドの規模の上限額をいいます。委託会社は、受託会社と合意の上、この限度額を変更することができます。

【信託財産】

ファンドにおいて運用される資産のことをいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されております。

【信託財産留保額】

ご換金される受益者にご負担いただくものであり、基準価額から差し引かれた信託財産留保額はファンドの信託財産に組み入れます。

【信託報酬】

信託報酬は、ファンドの運用・管理にかかる費用で信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社に支払われます。

【信託約款】

信託約款は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて作成され、委託会社によってあらかじめ監督官庁へ届け出されます。信託約款には、ファンドの運営・管理の基本になる運用方針・投資制限等が記載されています。委託会社と受託会社はこの信託約款に基づいて信託契約を締結します。また、委託会社は、受託会社と合意の上、所定の手続きにより、その内容を変更することができます。

【単位型と追加型】

「単位型」とは、ファンドの分類方法の一つで、当初の募集期間のみ購入できるファンドのことをいいます。また、ファンド設定後においても購入できるファンドのことを「追加型」といいます。

【派生商品取引（デリバティブ）】

株式、債券等の原資産から派生した商品のことをいい、金融派生商品ともいわれます。有価証券先物取引、オプション取引、スワップ取引、外国為替予約取引などがあります。

【ヘッジ】

投資対象有価証券等の価格変動リスクおよび外貨建資産の為替変動リスク等を、デリバティブ取引等を用いて回避することをいいます。

【ベンチマーク】

委託会社がファンドを運用する際に目標とする指標のことをいいます。当ファンドは、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとしています。

TOPIX (Tokyo Stock Price Index) とは...

TOPIX（東証株価指数）は、東証市場第一部の時価総額の動きをあらゆる株価指数であり、株式市場全体の資産価値の変化を通じて、株価の変動をみようとするものです。東京証券取引所が、基準時を昭和43年(1968年)1月4日(終値)に置き、その日の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化する算出を行い、公表しています。

【ポートフォリオ】

ファンドの投資資産の構成内容のことをいいます。